

障 事 第 4 0 2 号
令 和 6 年 6 月 6 日

各関係施設・事業所運営法人代表者 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和6年度
（令和5年度からの繰越分））に係る補助協議について（依頼）

本県の障害福祉行政に日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記事業について、下記のとおり協議を実施しますので、貴法人における介護ロボット等の導入にあたり、当該補助事業の活用を希望する場合は、下記及び別添「作業要領」を参照の上、必要書類の御提出をお願いいたします。

なお、期限までに提出がない場合は、該当がないものとして処理しますので御承知おきください。

記

1 対象事業者

千葉県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者

2 提出書類、提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

- ① 別紙1 (1) 補助金所要額調書
- ② 別紙1 (2) 補助金所要額調書 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費分（※通信環境整備を行う場合に限る）
- ③ 別紙2 介護ロボット等導入計画書
- ④ 別紙3 介護ロボット等積算内訳書
- ⑤ 参考様式 担当者調査票
- ⑥ 見積書 (2者以上)
- ⑦ 導入する機器のカタログ・パンフレット等

(2) 提出方法 ちば電子申請サービスにより提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31963

(3) 提出期限 令和6年6月20日（木）（締切厳守）

3 留意事項

- (1) 本件協議は県から国へ協議する案件及び優先順位を決定するためのものであり、本件の提出をもって補助が認められるものではありません。協議の後、採択された場合には、別途交付申請等の手続きが必要となります。
- (2) 対象経費基準額及び補助割合等は変更となる場合があります。
- (3) 対象経費は令和6年度中に係る経費とし、事業の完了（機器等の導入完了）は原則として令和6年度中とします。

- (4) 事業完了後は以下の書類に基づく実績報告が必要です。必要な書類の取得の可否について確認してください。
- ① 補助事業に係る契約書の写し又は契約の有無が確認できる書類（発注書等）の写し
 - ② 導入した機器の納品書の写し
 - ③ 補助事業に係る領収書の写し又は領収が確認できる振込書類の写し（全額支払いが完了していること）
 - ④ 導入機器の写真（機器の全体像、型番等及び機器に個別に振られた番号等が明瞭に映っていること）
 - ⑤ 機器台帳（納入日及び機器の型番、個別番号等を記載すること）
- (5) 事業完了後は、実績報告の他に、機器の導入効果を測定した結果を県に報告し、その内容を各事業者のホームページ等で公表していただきます。また、県のホームページ等でも掲載等を行うことがあります。
- (6) 過去5年以内に監査等により行政処分を受けた法人は、補助対象から除外します。

【参考】

- (1) 厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業において、「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」（実施主体：株式会社浜銀総合研究所）を実施しています。

<株式会社浜銀総合研究所のホームページURL>

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

- (2) 厚生労働省令和4年度障害者総合推進事業において、「障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証」（実施主体：株式会社インサイト）を実施しています。

<厚生労働省ホームページ（令和4年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧）URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html

《連絡先》

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課
事業支援班 ロボット等導入支援事業担当
TEL：043-223-2308 FAX:043-222-4133
e-mail：sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp